

施行日：平成26年4月25日

改正日：令和6年1月25日

## 低燃費タイヤに関する試験方法及び表示方法に関する運用基準

タイヤ公正取引協議会

### 第1章 試験方法等の基準に関わる定義等

#### 1. 対象とする表示

製造業者等が自社タイヤの転がり抵抗性能及びウェットグリップ性能について行う、後記第2章で規定する等級（グレーディング）及び「低燃費タイヤ」に関連した表示とする。

#### 2. 対象とするタイヤの種類

一般消費者向けの市販用のタイヤ（スタッドレスタイヤとして販売されるタイヤを除く。）とする。

#### 3. 試験条件

試験項目により特に指定があるものを除き、試験条件は次のとおりとする。

##### (1) 試験タイヤ

量産品で、かつ、原則摩耗していないもの（ならし走行によるものはこの限りではない。）を使用すること。

##### (2) 試験方法

国際標準化機構（ISO）が該当する国際規格において定める試験方法、同試験法に準拠する日本産業規格（JIS）に定める試験方法、又は国際連合欧州経済委員会のタイヤに係る協定規則第117号（UN R117）に定める試験方法に従うこと。

##### (3) テストドライバー

利害関係のないプロドライバーが望ましいが、社内のテストドライバーでも可とする。

##### (4) 転がり抵抗係数

転がり抵抗係数を求める際には、その測定のために用いる試験機と一般社団法人日本自動車タイヤ協会が定める基準試験機間の整合化（アライメント化）を行った上で換算しなければならない。

#### 4. 試験の公正、正確性の確保

試験担当者は、試験の方法及び条件、並びに試験結果の算出等については、定められた試験法に従うこととする。また、製造業者等は、タイヤの表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）第11条第8項に規定する本基準の遵守について責任を有する者に本基準の実施について管理を徹底させる。

タイヤ公正取引協議会（以下「公取協」という。）は、施行規則第11条第8項の規定に基づく届出のあった試験に関するデータを公取協のウェブサイトにて一般消費

者向けに公開するものとする。

## 第2章 適正な表示方法等

### 1. 等級（グレーディング）の定義

転がり抵抗係数とウェットグリップ性能の値を等級（グレーディング）で表示する場合は、第1章で定める試験により算出された値（ウェットグリップについては、これに100を乗じて得た数値）に応じた下表の数値区分に対応する等級区分に従わなければならない。

転がり抵抗係数 (RRC)	
数値区分	等級区分
$RRC \leq 6.5$	AAA
$6.6 \leq RRC \leq 7.7$	AA
$7.8 \leq RRC \leq 9.0$	A
$9.1 \leq RRC \leq 10.5$	B
$10.6 \leq RRC \leq 12.0$	C

ウェットグリップ性能 (G)	
数値区分	等級区分
$155 \leq G$	a
$140 \leq G \leq 154$	b
$125 \leq G \leq 139$	c
$110 \leq G \leq 124$	d

### 2. 低燃費タイヤの定義

「低燃費タイヤ」及びこれに類する用語（例えば「省燃費タイヤ」、「燃費でエコタイヤ」）（以下これらを「低燃費タイヤ」等という。）を表示する場合は、第1章で定める試験により算出された転がり抵抗性能（転がり抵抗係数）の等級がA以上であり、かつ、ウェットグリップ性能の等級がd以上のものでなければならない。

### 3. 試験結果の絶対値表示

転がり抵抗係数及びウェットグリップ性能の絶対値を表示する場合は、前記1に用いた値を表示しなければならない。

### 4. 低燃費タイヤに関する適正な表示方法及び情報提供等

#### (1) 適正な表示方法

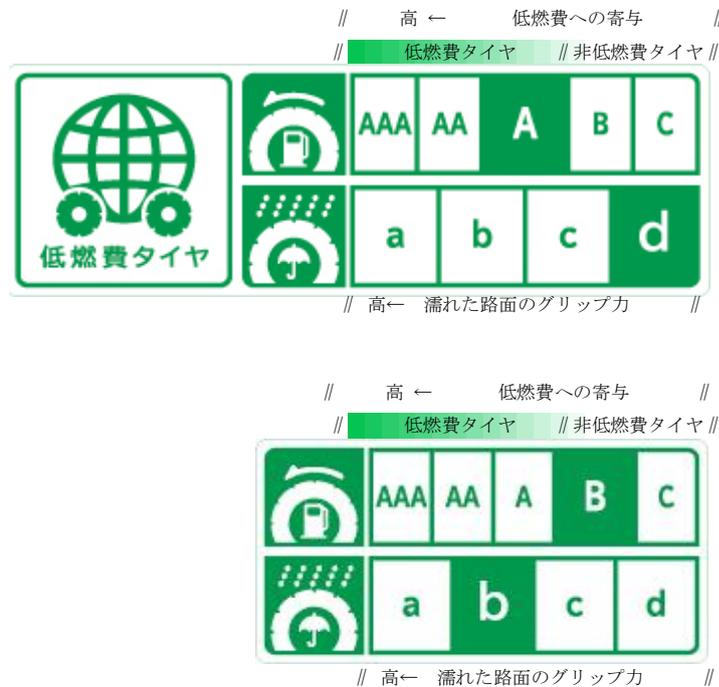
事業者は、低燃費タイヤに該当しないタイヤについて「低燃費タイヤ」等と表示することはできない。また、一部サイズが低燃費タイヤに該当しないタイヤについて、全サイズがあたかも低燃費タイヤであるかのように表示することにより、一般消費者に低燃費タイヤであると誤認させる表示はできない。

#### (2) 低燃費タイヤである旨の表示

事業者は、低燃費タイヤである旨について表示する場合は、原則ラベリング制度（転がり抵抗とウェットグリップの2つの性能について、等級制度に基づく表示を行うもの。）の図表（下図）により表示するものとするが、表示スペースに余裕がない場合は図表の一部を省略したり、文字のみで表示することができる（例えば、低燃費タイヤ統一マークのみの表示、「低燃費タイヤ」との文字、「AAA-b」との文字）。

なお、低燃費タイヤに該当しないタイヤについて、「低燃費タイヤ」等や、ラベリング制度の図表に類似する表示を行うことにより、一般消費者に低燃費タイヤであると誤認させる表示はできない。

(図表例)



### (3) 普及促進

事業者は、ラベリング制度の普及促進のため、製造業者等はウェブサイトやカタログにおいて、販売業者は小売店舗でポスター等の印刷物や口頭等により、同制度の趣旨の他、特に次の事項について情報提供に努めること。

- ア. 「転がり抵抗」の低減が自動車の燃費に寄与するものであるため、転がり抵抗性能は低燃費を示すものであり、「ウェットグリップ性能」は、一般的には転がり抵抗性能と密接な関係であり、安全性の面からもウェットグリップ性能を一般消費者に適切に伝えることが重要であるので、併せて表示している旨
- イ. 「転がり抵抗性能」、「ウェットグリップ性能」は一般的ではないので、その性能の内容

## 第3章 試験結果の届出及び試験の立会い

試験結果の公取協への届出及び公取協による試験への立会いについては、施行規則第11条第8項（試験に関するデータ（試験条件、試験結果の絶対値等）に、当該データが公正かつ正確であることを証明する旨を記載した書面を添付して公取協に届け出なければならない。）及び第9項（公取協は、比較表示に係る試験方法等の基準に基づき試験を実施していることを確認するための立会いができる。）の規定による。

附 則

この運用基準の変更は、タイヤの表示に関する公正競争規約施行規則 第 16 条第 2 項の規定に基づき消費者庁長官及び公正取引委員会に届出のあった日の翌日から施行する。